

令和2年4月吉日

保護者様

南関第一小学校
平成31年・令和元年度
PTA会長 笹原 清憲

令和2年度 南関第一小学校PTA総会について

保護者の皆様には日頃より本校のPTA活動にご協力、ご支援いただき心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月14日（火）から臨時休業（休校）となり、保護者の皆様にお集まりいただき「令和2年度PTA総会」を開催することができなくなりました。

現状からすれば厳しい状況にはございますが、学校再開に向け、PTAとしても組織的な活動が始めるための準備を進めたいと考えております。そのため、PTA役員の組織づくりや本年度の事業計画及び予算案等、保護者の皆様の承認を得る必要がございますので、別紙「総会資料」表紙に記載しております「議事」について、学校安心メールのアンケート機能を活用してご回答いただきたく存じます。（「第1号議案～第5号議案」は必須です。「その他」につきましては「任意」です。）総会資料は、PDFファイルにて、2回に分けて送信します。スマホや携帯画面でご覧になる方は、画面が小さく見づらいかもしれませんが、学校ホームページにもアップしますので、パソコン等でもご確認ください。

4月28日（火）を〆切とさせていただきます。期限内のご回答にご協力ください。結果につきましては、後日お知らせします。

なお、PDFファイルが開かないなどの不具合が生じた場合は、お手数をおかけしますが、学校に総会資料を取りに行ってくださいますようお願いいたします。

初の試みで、ご不便をおかけしますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

令和2年度 南関第一小学校PTA総会資料

議事

第1号議案 平成31年・令和元年度 事業報告について

第2号議案 平成31年・令和元年度 決算報告並びに監査報告について

第3号議案 令和2年度運営委員について

第4号議案 令和2年度 事業計画案について

第5号議案 令和2年度 予算案について

第6号議案 その他

南関第一小学校PTA

月	運営委員会		南関町・玉名郡・熊本県PTA 会長参加内容（日程）
	活動計画	活動内容等・その他	
4	運営委員会（4） 地区委員会（11） PTA総会（20）	総会運営確認・資料作成 給食費収集・資源回収・交通指導 H30 報告・H31 計画・その他	玉名郡大会実行委員会（3） 玉名郡PTA役員会（18） 小学校運動会実行委員会（23） 玉名郡PTA理事会（25） 南関町PTA総会（26）
5	運営委員会（9） 運動会準備（26）	資源回収役割確認 運動会の前日準備	玉名郡PTA総会（11） 玉名郡大会実行委員会（14） 玉名郡PTA役員会（16） 玉名郡大会交通部会（28）
6	運営委員会（11）	運動会反省	熊本県PTA総会（1） 玉名郡大会実行委員会（3） 熊本県PTA共済説明会（4） 玉名郡PTA理事会（6） 玉名郡大会第一分科会会議（12） 南関町PTA役員会（13） 学校給食委員会（19） 玉名郡PTA役員会（20）
7	地区委員会（5） 運営委員会（5）	プール監視割り振り 救命講習会（授業参観日）	南関町PTA委員会（3） 玉名郡大会合同会議（6） 玉名郡大会実行委員会（9） 第三分科会会議（11） 小学校保健委員会（23） 玉名郡大会広報委員会（24） 第三分科会会議（30）
8	親子美化作業（19）	校内除草作業	玉名郡大会実行委員会（6） 玉名郡PTA理事会（8） 第三分科会意見交換会（16） 第一分科会会議（21）
9	運営委員会（6）	玉名郡大会内容説明 玉名郡PTA交流大会説明	玉名郡大会実行委員会（10） 玉名郡PTA役員会（12） 第三分科会会議（18） 第四分科会会議（20） 玉名郡PTA交流大会（22） おもてなし部会会議（24） 荒玉郡市高P連研修会（28）

10	運営委員会 (9)	南関町PTA交流大会説明 玉名郡大会内容説明	玉名郡大会実行委員会 (8) 第三分科会会議 (8) 玉名郡PTA理事会 (10) 第三分科会会議 (11) 第三分科会会議 (12) 南関町PTA交流大会・懇親会 (12) 玉名郡大会事務局会議 (18) 九州PTA福岡大会 (26・27) 第三分科会会議 (29)
11	運営委員会 (11)	九州PTA福岡大会報告 子ども会ウォークラリー協力	第一分科会会議 (2) 第三分科会会議 (4) 玉名郡大会実行委員会 (5) 玉名郡PTA理事会 (7) 第一分科会会議 (11) 第三分科会会議 (13) 玉名郡大会前日準備 (15) 玉名郡大会 (16)
12	運営委員会 (10)	門松づくり 玉名郡大会報告 ふれあい祭り役割説明	
1	運営委員会 (14) ふれあい祭り (18) 親子球技大会 (18)	ふれあい祭り準備 (12) ふれあい祭り運営 (18) 親子球技大会運営 (18)	玉名郡PTA理事会 (9)
2	指名委員会 (10) 運営委員会 (15) 地区委員会 (15)	次年度地区委員確認	玉名郡PTA研修会・懇親会 (1) 玉名郡PTA役員会 (6)
3	会計監査		玉名郡PTA会計監査 (30)

月	広報委員会	
	活動計画	活動内容
4		総会後に顔合わせ、連絡先の交換 広報紙作成の説明
5	広報編集会議	5/14(火) 19:00～ 広報紙第1号作成にあたり、編集スケジュール、紙面構成、 担当割り振り確認、原稿依頼 各担当委員で資料、写真集め
6	広報編集会議	6/18(火) 19:00～ 委員4名、職員2名 原稿の取りまとめ、校正確認 各担当委員で資料、写真集め
7	広報紙第1号発行	担当職員への校正提出、校正確認 校了後、印刷所へ印刷依頼、広報紙発行 各担当委員で資料、写真集め
8		各担当委員で資料、写真集め
9		各担当委員で資料、写真集め
10	広報編集会議	10/18(木) 19:00～ 委員4名、職員2名 広報紙第2号作成にあたり、編集スケジュール、紙面構成、 担当割り振りの確認、原稿依頼 各担当委員で資料、写真集め
11	広報編集会議	11/28(金) 19:00～ 委員4名、職員2名 原稿の取りまとめ、校正確認 各担当委員で資料、写真集め
12	広報紙第2号発行	担当職員への校正提出、校正確認 校了後、印刷所へ印刷依頼、広報紙発行 各担当委員で資料、写真集め
1	広報編集会議	1/31(金) 19:00～ 委員4名、職員2名 広報紙第3号作成にあたり、編集スケジュール、紙面構成、 担当割り振り確認、原稿依頼 各担当委員で資料、写真集め
2	広報編集会議	2/27(水) 19:30～ 委員4名、職員2名 原稿の取りまとめ、校正確認 各担当委員で資料、写真集め
3	広報紙第3号発行	担当職員への校正提出、校正確認 校了後、印刷所へ印刷依頼、報紙発行

月	保体委員会	
	活動計画	活動内容等・その他
4	保体委員会（24）	PTA 競技等の検討 運営委員、学級委員、地区委員への協力依頼
5	保体委員会（20） 運動会準備（29） 運動会（30）	学校運動会担当との打ち合わせ 前日準備、当日一連の打合せ、駐車場準備 早朝準備、天候確認、案内
6	保体委員会（4）	運動会反省、次年度への意見交換
7	プール監視（22～31）	監視名簿作成 監視責任者（運営委員）との解放ルールの確認 緊急時役割分担の確認、避難誘導の確認
8	プール監視（1～2）	運営委員会にて反省点、改善点について意見交換
9		
10	町P親善球技大会参加（12）	ビーチボールバレー
11	保体委員会（19）	持久走大会打合せ、駐車場確認、走路確認
12	持久走大会（10）	駐車場案内、配置確認、交通指導
1		
2		
3		

南関第一小学校PTA

月	社活委員会	
	活動計画	活動内容等・その他
4	①交通指導 ②防犯パトロール名簿作成	・転出入児童を確認し、各名簿作成
5	①資源回収 ②社活委員会 ③運動会校内パトロール	①・開催日調整・収集業者へ依頼 ・うから館駐車場借用依頼 ・町役場へ資源回収実施予定の申請 ・協力企業への依頼文書配付 ②・資源回収の反省 ・運動会打ち合わせ（前日テント設営、校内パトロール等） ③・運動会中の校内パトロール
6		
7		
8	①ぎおんさん街頭補導 ②環境美化作業	①先生及び社活委員により祭り会場内のパトロール ②学校及び学校周辺の除草作業
9		
10		
11	①資源回収	①・開催日調整・収集業者へ依頼 ・うから館駐車場借用依頼 ・町役場へ資源回収実施予定の申請 ・協力企業への文書配付
12		
1		
2		
3		

※学校草払い、校区内防犯幟旗交換は年間通じて随時実施。

月	教養委員会	
	活動計画	活動内容
4		
5	第1回教養委員会(28)	年間計画確認、集計方法説明、 教育講演会の内容の提案
6	ノーメディア・生活リズムチェ ック年間計画配付 第1回ノーメディア(14~20)	ノーメディア・生活リズムチェック年間計画、 第1回ノーメディアプリント配付・集計
7		第1回ノーメディア結果報告(12)
8	第1回生活リズムチェック (8/27~9/3)	第1回生活リズムチェックプリント配付
9	第2回ノーメディア(13~20)	第2回ノーメディアプリント配付・集計
10		第1回生活リズムチェック・第2回ノーメディア 結果配付(9) 教育講演会講師にメールにて講演依頼
11	第3回ノーメディア(7~13) 第2回教養委員会 (26)	学校より講演依頼書を送付(1ヵ月前) 第3回ノーメディアプリント配付・集計 第2回委員会にて、教育講演会打ち合わせ
12	教育講演会(6)	教育講演会 坂西内科医院 坂西信平先生 「親子で考える子育て」後日礼状(アンケート) 第3回ノーメディア結果配付(9)
1	第2回生活リズムチェック (9~15) ふれあい祭り(18)	第2回生活リズムチェックプリント配付・集計 ふれあい祭りの手伝い
2	第4回ノーメディア(14~20)	ノーメディアプリント配付・集計
3		

月	ひまわり委員会	
	活動計画	活動内容
4	ひまわり委員会	4/20PTA 総会后、委員さんと顔合わせ PTA と地域ボランティアの方々へ10 分隊への登録とお願い文書配布または電話連絡
5	第1回読み聞かせ (5/7) 10 分隊総会 (5/13)	10 分隊会員へ総会案内配布 10 分隊総会 (19:00～図書室) (1 年間の読み聞かせ担当決め)
6	第2回読み聞かせ (6/4)	ひまわり通信 (1 年間の読み聞かせ日程・担当を紹介)
7	第3回読み聞かせ (7/2) 群 P ひまわり研修会 (7/19)	玉名郡Pひまわりの会研修会 (和水町中央公民館 19:30～)
8		
9	第4回読み聞かせ (9/3)	
10	第5回読み聞かせ (10/1)	
11	第6回読み聞かせ (11/5)	親子読書 (11/7～11/13) (※結果集計後、いとやさんに参加賞を発注)
12	第7回読み聞かせ (12/3)	親子読書集計作業 (参加賞作り)
1	第8回読み聞かせ (1/14) ふれあい祭り (1/18)	ふれあい祭り当日準備・片付け ひまわり通信発行 (親子読書感想)
2	第9回読み聞かせ (2/4)	劇団おやじによる劇 ※インフルエンザ流行にて中止
3	第10回読み聞かせ (3/3) (休校のため中止)	ひまわり通信発行 (読まれた本の紹介) ひまわり委員会新旧引継ぎ

学級委員会	
月	活動内容
4	PTA総会後に顔合わせ・連絡先の交換など（LINEグループ作成）
5	5/18(土) 2年学級活動：花笠作り・風車作り（音楽室・2年教室） ※運動会に向けて、保護者の準備・手伝いの依頼
6	
7	※8/18(日)実施の美化作業 参加呼びかけ依頼
8	8/18(日) 5年学年活動①：かかしづくり（南一小）
9	9/14(土)～15(日) 6年学年活動①：キャンプ（夢たちばなビレッジ） 9月下旬～10月上旬：10/12 町PTA ビーチに向けて練習（体育館） ※10/12 実施 町PTA ビーチバレーボール大会・懇親会の保護者参加呼びかけ
10	10/6(日) 5年学年活動②：長縄跳び大会（クリーンパークファイブ） 10/12(土) 町PTA 親善ビーチボールバレー大会参加（南関中学校体育館） 10/26(土) 4年学年活動：親子レクリエーション（体育館） ※11月実施の町教育講演会への保護者参加依頼
11	11/2(土) 3年学級活動：親子レクリエーション（体育館） 11/9(土) 1年学級活動：バターナイフ作り（図工室及び音楽室） 11/15(金)～16(土) 県PTA 玉名郡大会（前日準備・当日、懇親会の参加依頼）
12	※12月門松作り（竹の切り出し）・1月ふれあい祭りについて保護者に協力依頼 ※1/18(日)実施の「会長杯ビーチボールバレー大会」に向けて練習参加呼びかけ 12月中旬～1月上旬：1/18 会長杯ビーチボールバレー大会に向けて練習（体育館） 12/22(日) 親父の会主催による門松作り ※6年生も参加
1	1/17(土)午後 ふれあい祭り前日準備 1/18(日) ふれあい祭り 片付け ※各委員に協力依頼
2	
3	3/5(木) 6年保護者：卒業生のコサージュ作成 ※コロナのため中止

令和元年度 南関第一小学校PTA 一般会計決算書

収入の部

項 目	予 算 額	収 入 額	増 減 額	備 考
前年度繰越金	75,721	75,721	0	
会 費	423,400	423,400	0	会費3,650円×(P数101+教師15)
繰 入 金	150,000	150,000	0	特別会計より繰入
雑 収 入	0	1	1	利息
合 計	649,121	649,122	1	

支出の部

項 目		予 算 額	支 出 額	残 額	備 考
運営費	会 議 費	3,000	0	3,000	各会議・指名委員会
	慶 弔 費	10,000	6,000	4,000	
	報 償 費	18,000	18,000	0	旧役員記念品代
	事 務 費	4,000	0	4,000	切手
	旅 費	30,000	0	30,000	会議・研修会参加旅費
	負 担 金	97,700	96,125	1,575	県・郡・町P負担金、賠償責任保険
事業費	広報活動費	84,000	84,427	△ 427	PTA新聞むくのき印刷3号分
	保体活動費	18,000	14,490	3,510	運動会準備ジュース
	学級活動費	80,000	78,000	2,000	各学級活動
	社会活動費	31,000	26,307	4,693	資源回収準備ジュース
	教養活動費	20,000	20,000	0	教育講演会講師謝礼
	外部指導者謝礼	50,000	0	50,000	
	ひまわり活動費	25,000	24,730	270	読書活動
	卒業記念品製作費	20,000	19,527	473	コサージュ作り
	事 業 費	60,000	85,750	△ 25,750	各委員会費(郡町P交流会等)
研 修 費	85,000	56,966	28,034	郡P研大参加費、九P研大参加費	
予 備 費	13,421	8,800	4,621	転出職員花束2,200円×4名	
合 計		649,121	539,122	109,999	

決算の部

(収 入) (支 出) (残 額)
 649,122 - 539,122 = 110,000円
 残額 110,000 円は次年度へ繰り越します。

上記の通り報告いたします。

令和2年3月30日 南関第一小学校PTA会計

金丸 美緒

南関第一小学校PTA会計

三宅 理恵

監査の結果、相違ないことを証明します。

令和2年3月30日 南関第一小学校PTA監事

松 永 知 子

南関第一小学校PTA監事

池 田 勝 利

令和元年度 南関第一小学校PTA 特別会計決算書

収入の部

項目	予算額	収入額	比較増減	備考
前年度繰越金	756,891	756,891	0	
資源回収及び助成金	600,000	586,650	△ 13,350	資源回収収益
児童振興費	0	0	0	震災義援金文庫設置資金
電話代	0	2,015	2,015	振込
雑収入	0	2,007	2,007	利息収入、ふれあい祭り御祝
合計	1,356,891	1,347,563	△ 9,328	

支出の部

項目	予算額	支出額	比較増減	備考
繰入金	150,000	150,000	0	PTA一般会計へ
学校環境充実費	400,000	93,662	306,338	門松作り、レーキ、美化作業用草刈機資材
児童振興費	110,000	57,600	52,400	芸術鑑賞代 半額補助
記念品代	180,000	166,276	13,724	卒業証書ファイル、卒業アルバム半額補助 転出職員記念品2,200円×4名
備品購入費	150,000	770	149,230	ボール空気入れポンプ
予備費	100,000	91,836	8,164	運動会Tシャツ代PTA役員分、卒業証書筆耕料
積立金	20,000	19,168	832	熊本県PTA研究大会玉名郡大会
電話代	1,500	430	1,070	
雑支出	245,391	66,932	178,459	ふれあい祭り関係消耗品
合計	1,356,891	646,674	710,217	

収入額(合計) 1,347,563 - 支出額(合計) 646,674 =残額

残額 700,889 円は次年度へ繰り越します。

上記の通り報告いたします。
令和2年3月30日

南関第一小学校PTA会計

金丸 美緒

南関第一小学校PTA会計

三宅 理恵

監査の結果、相違ないことを証明します。
令和2年3月30日

南関第一小学校PTA監事

松 永 知 子

南関第一小学校PTA監事

池田 勝利

南関第一小学校PTA会則

原 則

(目 的)

- 1 この会は、保護者と教職員とが協力して学校と家庭における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。
- 2 この会は、前項の目的を達するために、次の活動を推進する。
 - (1) 良い保護者、良い教職員となるように努める。
 - (2) 家庭と学校の緊密な連絡によって、児童の生活を補導する。
 - (3) 児童の生活環境を良くする。
 - (4) 公的教育環境を充実することにつとめる。
 - (5) 部活動の育成の振興につとめる。

(方 針)

- 1 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する関係機関と協力する。
 - (2) 特定の宗教や政党にかたよらず、営利を目的とする事業を行わない。
 - (3) 学校の人事、その他管理事項には干渉しないこと。

第一章 総 則

(名 称)

- 第1条 この会は、南関第一小学校PTAと称し、事務局を南関第一小学校内に置く。

第二章 会 員

(会 員)

- 第2条 この会の会員は、南関第一小学校に在籍する児童の保護者及び職員とする。

(会 費)

- 第3条 この会の会員は、会費を負担するものとする。

(保 証)

- 第4条 この会の会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

- 第5条 この会の会員は、南関町P連、玉名郡P連、熊本県P連、全国協議会会員となる。

第三章 役 員

(役員の名称及び員数)

- 第6条 この会の役員は、次の通りである。
会長一名、副会長二名、書記一名、会計二名、監事二名、事務局一名、顧問一名とする。

(役員の選出)

- 第7条 会長、副会長、会計（内一名は学校側）、監事は指名委員会で選出し、定期総会の承認を受ける。

(任 期)

- 第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会長の職務権限)

- 第9条 会長は次の職務を行う。

- (1) 総会及び運営委員会を招集する。
- (2) 他の役員及び校長の意見を聞いて、各種委員長を委嘱する。
- (3) 会長は、指名委員会、選挙管理委員会、監査委員会を除くすべての会に出席して、意見を述べるができる。

(副会長の任務)

- 第10条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

(書記の任務)

- 第11条 書記は、次の職務を行う。

- (1) 総会及び委員会ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、通信その他の種類を管理する。
- (3) その他、必要な事務を処理する。

(会計の任務)

第12条 会計は次の職務を行う。

- (1) 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
- (2) 定期総会に置いて、監査委員の監査を経た決算報告をする。
- (3) 会の財産を管理する。
- (4) 予算の立案について協力する。

(監事の任務)

第13条 監事は次の職務を行う。

- (1) この会の経理を監査する。
- (2) 必要に応じて、臨時会計監査を行うことができる。

(事務局の選任及び任務)

第14条 事務局には、教頭を推挙し、次の職務を委託する。

- (1) P T A総会、運営委員会及び各委員会の開催について連絡調整を行う。

(顧問の選任及び任務)

第15条 顧問には、学校長を推挙し、次の職務を委託する。

- (1) この会の目的が完全に達成されるようあらゆる方途及び施設の便宜を計る。
- (2) この会の基本方針と学校の教育方針とが常に有機的関連のなかで作用しあい、豊かな学園となるよう鑑識する。
- (3) 顧問は、会長の相談役であり、諸種の会合で要請があれば学校経営の現状を報告し、その資料を提供する。

第四章 総 会

(総会の構成)

第16条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第17条 総会は、定期総会、臨時総会とする。

(開催の招集)

第18条 定期総会は年度始めとし、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、また会員の10分の1の要求があったとき開催する。

(成立と議決)

第19条 総会は、会員の5分の1以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数により決する。

第五章 運営委員会

(構成及び職務)

第20条 運営委員会は、役員、各種委員長をもって構成され、この規約に定めるもののほか、指名委員会、選挙管理委員会および各種委員会の権限以外の事務を処理し、かつ各種委員会の連絡調整をはかり総会に提出する議案等を企画立案する。

第21条 運営委員会は、月1回会長の招集により開くことを原則とする。ただし必要に応じて緊急運営委員会を開くことができる。

(成立と議決)

第22条 運営委員会は、委員の2分の1以上で成立し、議事は出席者の過半数で決する。

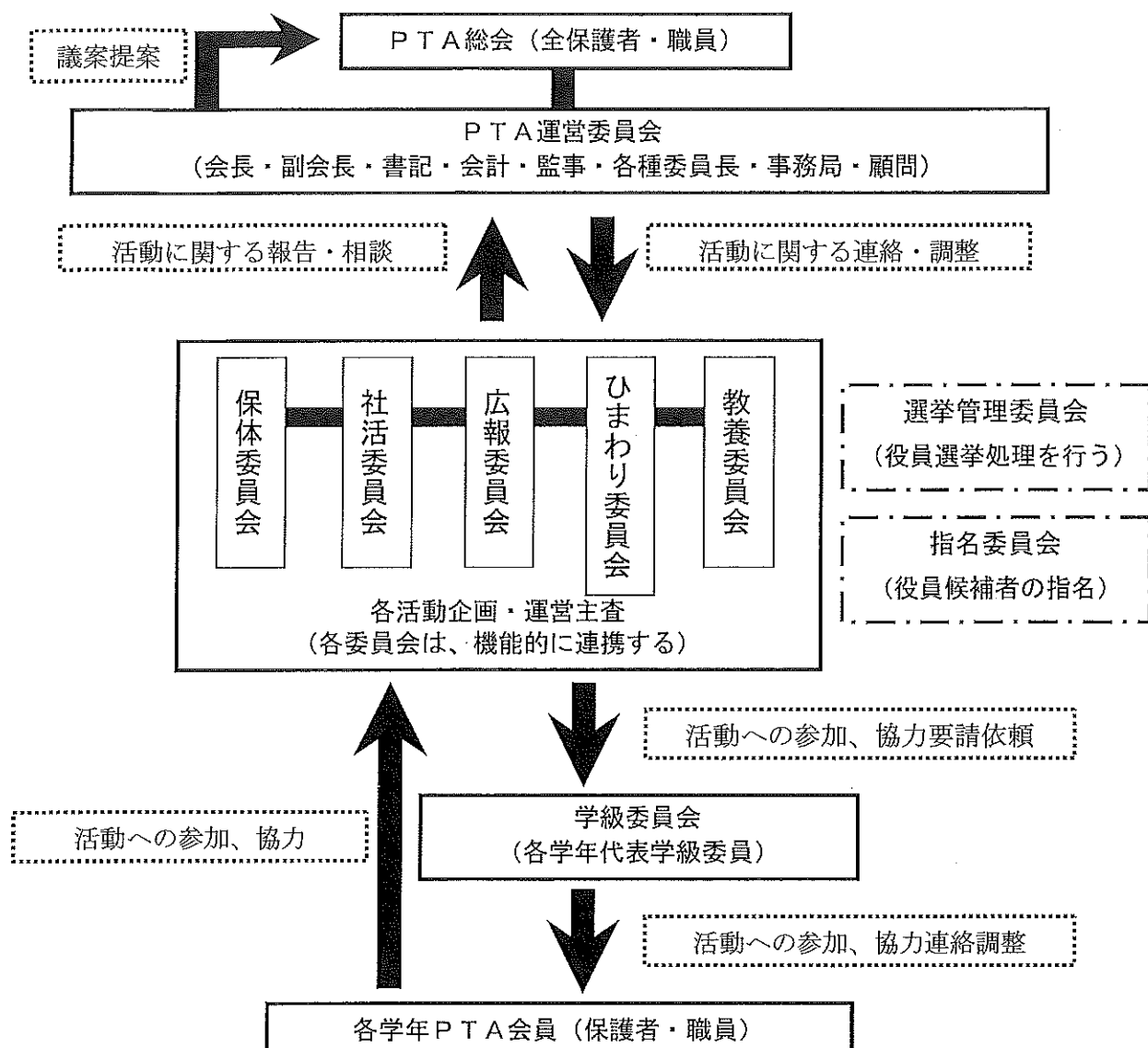
第六章 各種委員会

第23条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、協議するため委員会を置く。必要な事項は細則で定める。

第24条 この会は前条にかかげる事項を達成するため、次の委員会を置く。

- | | | |
|-------------|-----------|-------------|
| (1) 学級委員会 | (2) 広報委員会 | (3) 保健体育委員会 |
| (4) 社会活動委員会 | (5) 教養委員会 | (6) ひまわり委員会 |

第七章 P T A 組織図



第八章 経 理

- 第 25 条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。
 第 26 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
 第 27 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
 第 28 条 この会の決算年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第九章 補 則

(細則)

- 第 29 条 この会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。
 第 30 条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。
 第 31 条 この規約は総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は総会の少なくとも一週間前に全会員に知らせなければならない。
 (選挙管理委員会)
 第 32 条 役員の選挙を処理するときは、地区委員の中から 3 名の選挙管理委員を選出する。
 第 33 条 選挙管理委員は、その任務が終了したときに解任される。